

第 1 0 6 号議案

足立区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 8 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 足立区保育所の保育の実施に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 生計を一にする世帯から保育所に 2 人以上の児童が入所している場合においては、最も保育料の額が低い児童の次に保育料の額が高い児童（最も保育料の額が低い児童が 2 人以上いる場合はそのうちの 1 人とし、最も保育料の額が低い児童の次に保育料の額が高い児童が 2 人以上いる場合はそのうちの 1 人とする。）に係る保育料の額は、別表第 1 に定める保育料の額に別表第 2 に定める割合を乗じて得た額とし、最も保育料の額が低い児童及び最も保育料の額が低い児童の次に保育料の額が高い児童以外の児童に係る保育料は、無料とする。

別表第 1 中

「

0 円	0 円	0 円
1 , 3 0 0 円	1 , 3 0 0 円	1 , 9 0 0 円
2 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円	2 , 4 0 0 円
2 , 6 0 0 円	2 , 7 0 0 円	3 , 1 0 0 円
5 , 6 0 0 円	5 , 6 0 0 円	6 , 7 0 0 円
7 , 2 0 0 円	7 , 3 0 0 円	8 , 3 0 0 円
9 , 2 0 0 円	9 , 3 0 0 円	9 , 4 0 0 円
1 万 8 0 0 円	1 万 9 0 0 円	1 万 5 , 4 0 0 円

1万2,600円	1万2,700円	1万9,100円
1万4,200円	1万4,300円	2万1,500円
1万5,700円	1万5,800円	2万3,600円
1万6,900円	1万7,000円	2万5,500円
1万8,000円	1万8,200円	2万7,500円
1万8,000円	1万9,500円	2万9,200円
1万8,000円	2万700円	3万1,000円
1万8,000円	2万1,600円	3万2,500円
1万8,000円	2万2,600円	3万4,200円
1万8,000円	2万2,600円	3万5,700円
1万8,000円	2万2,600円	3万7,200円
1万8,000円	2万2,600円	3万8,500円
1万8,000円	2万2,600円	4万円
1万8,000円	2万2,600円	4万3,400円
1万8,000円	2万2,600円	4万8,900円
1万8,000円	2万2,600円	5万3,700円
1万8,000円	2万2,600円	5万7,500円

を

」

「

1,800円	1,800円	1,800円
3,700円	3,700円	4,300円
4,400円	4,400円	4,800円
5,600円	5,700円	6,100円
7,900円	8,050円	9,350円
9,650円	9,950円	1万1,100円
1万1,650円	1万1,950円	1万2,200円
1万3,450円	1万3,700円	1万8,200円
1万5,400円	1万5,500円	2万1,900円
1万7,200円	1万7,300円	2万4,500円
1万8,700円	1万8,800円	2万6,600円
1万9,900円	2万円	2万8,500円

2万1,000円	2万1,200円	3万500円	に
2万1,000円	2万2,500円	3万2,200円	
2万1,000円	2万3,700円	3万4,000円	
2万1,000円	2万4,600円	3万5,500円	
2万1,500円	2万6,100円	3万7,700円	
2万1,500円	2万6,100円	3万9,200円	
2万1,500円	2万6,100円	4万700円	
2万1,500円	2万6,100円	4万2,000円	
2万1,500円	2万6,100円	4万3,500円	
2万2,000円	2万6,600円	4万7,400円	
2万2,500円	2万7,100円	5万3,400円	
2万3,000円	2万7,600円	5万8,700円	
2万3,500円	2万8,100円	6万3,000円	

」

改める。

別表第2C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯の項中「C階層及びD階層」を「B階層、C階層及びD階層」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第2条 足立区保育所の保育の実施に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1,800円	1,800円	1,800円
3,700円	3,700円	4,300円
4,400円	4,400円	4,800円
5,600円	5,700円	6,100円
7,900円	8,050円	9,350円
9,650円	9,950円	1万1,100円

1万1,650円	1万1,950円	1万2,200円
1万3,450円	1万3,700円	1万8,200円
1万5,400円	1万5,500円	2万1,900円
1万7,200円	1万7,300円	2万4,500円
1万8,700円	1万8,800円	2万6,600円
1万9,900円	2万円	2万8,500円
2万1,000円	2万1,200円	3万500円
2万1,000円	2万2,500円	3万2,200円
2万1,000円	2万3,700円	3万4,000円
2万1,000円	2万4,600円	3万5,500円
2万1,500円	2万6,100円	3万7,700円
2万1,500円	2万6,100円	3万9,200円
2万1,500円	2万6,100円	4万700円
2万1,500円	2万6,100円	4万2,000円
2万1,500円	2万6,100円	4万3,500円
2万2,000円	2万6,600円	4万7,400円
2万2,500円	2万7,100円	5万3,400円
2万3,000円	2万7,600円	5万8,700円
2万3,500円	2万8,100円	6万3,000円

を

」

「

3,600円	3,600円	3,600円
6,100円	6,100円	6,700円
6,800円	6,800円	7,200円
8,600円	8,700円	9,100円
1万200円	1万500円	1万2,000円
1万2,100円	1万2,600円	1万3,900円
1万4,100円	1万4,600円	1万5,000円
1万6,100円	1万6,500円	2万1,000円
1万8,200円	1万8,300円	2万4,700円
2万200円	2万300円	2万7,500円

2万1,700円	2万1,800円	2万9,600円
2万2,900円	2万3,000円	3万1,500円
2万4,000円	2万4,200円	3万3,500円
2万4,000円	2万5,500円	3万5,200円
2万4,000円	2万6,700円	3万7,000円
2万4,000円	2万7,600円	3万8,500円
2万5,000円	2万9,600円	4万1,200円
2万5,000円	2万9,600円	4万2,700円
2万5,000円	2万9,600円	4万4,200円
2万5,000円	2万9,600円	4万5,500円
2万5,000円	2万9,600円	4万7,000円
2万6,000円	3万600円	5万1,400円
2万7,000円	3万1,600円	5万7,900円
2万8,000円	3万2,600円	6万3,700円
2万9,000円	3万3,600円	6万8,500円

に

」

改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

負担の適正化を図るため、保育料の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。